

兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

教育委員会告示

○ 技能教育施設の指定	1
○ 指定技能教育施設の連携科目等の指定の解除	1
○ 指定技能教育施設の変更の届出	1
○ 同上	2

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第8号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設として次のとおり指定した。
令和8年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

- 技能教育のための施設の名称等
学校法人大前学園 専修学校 猪名川甲英高等学院（川辺郡猪名川町上阿古谷字畑ケ芝56番地3）
- 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
連携措置に係る科目 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
農業と環境 農業と環境
課題研究 課題研究
総合実習 総合実習
農業と情報 農業と情報
野菜 野菜
食品製造 食品製造
食品流通 食品流通
生物活用 生物活用

兵庫県教育委員会告示第9号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の連携科目等の指定を次のとおり解除した。
令和8年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

- 指定技能教育施設の名称等
学校法人大前学園 専修学校 西宮甲英高等学院（西宮市津門綾羽町2番3号）
- 指定を解除した連携科目等
連携措置に係る科目 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
観光ビジネス 観光ビジネス
ビジネス法規 ビジネス法規

兵庫県教育委員会告示第10号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定により、次の指定技能教育施設から変更の届出があった。

令和8年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

- 1 指定技能教育施設の名称等
エコーペット高等学院（尼崎市長洲西通1丁目3番23号）
- 2 変更事項
技能教育施設の名称
 - (1) 変更前
エコーペット高等学院
 - (2) 変更後
エコーペット高等専修学校
- 3 変更年月日
令和8年4月1日



兵庫県教育委員会告示第11号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定により、次の指定技能教育施設から変更の届出があった。

令和8年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

- 1 指定技能教育施設の名称等
 - (1) F. S. 播磨西高等学院（本校）（姫路市本町68番地170）
 - (2) F. S. 播磨西高等学院（分校）（加古川市加古川寺家町656）
- 2 変更事項
技能教育施設の名称
 - (1) 変更前
F. S. 播磨西高等学院（本校）
F. S. 播磨西高等学院（分校）
 - (2) 変更後
F. S. 播磨西高等学院 姫路校
F. S. 播磨西高等学院 加古川校
- 3 変更年月日
令和8年4月1日